

郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎 根 健 雄

#### 郡山市条例第4号

##### 郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び第4項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定に基づき、郡山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し、行政不服審査法、個人情報保護法、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号。以下「情報公開条例」という。）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関等 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関等又は議会のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 諮問庁 次条各号（第2号を除く。）の規定による諮問をした実施機関等をいう。
- (3) 公文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (4) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び郡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年郡山市条例第44号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、市長の附属機関として審査会を置く。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (2) 情報公開の推進に関する事項について情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (5) 市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (6) 市議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第6条 審査会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の審査請求に係る調査権限等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該諮問に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該諮問に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第8条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（郡山市個人情報保護審議会条例の廃止）

3 郡山市個人情報保護審議会条例（令和4年郡山市条例第32号）は、廃止する。

（郡山市個人情報保護審議会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行日前にこの条例による廃止前の郡山市個人情報保護審議会条例第2条の規定により郡山市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において郡山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより郡山市情報公開・個人情報保護審査会に行われたものとみなす。

5 この条例の施行の際旧審議会の委員であった者に係るこの条例による廃止前の郡山市個人情報保護審議会条例第5条第5項の規定により課せられた義務については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

（郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬			別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬		
区分	報酬額		区分	報酬額	
(略)			情報公開審査会	会長	日額 8,100円
				副会長	
				委員	
			(略)		
			個人情報保護審議会	会長	日額 8,100円
				副会長	
				委員	
情報公開・個人情報保護審査会	会長	日額 8,100円			
	副会長				

委員			
(略)	(略)		
備考 (略)	備考 (略)		
2 (略)	2 (略)		

(郡山市情報公開条例の一部改正)

7 郡山市情報公開条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 審査請求 <u>(第18条の2—第21条)</u></p> <p>第4章 情報公開の総合的推進等 <u>(第22条・第23条)</u></p> <p>第5章 雑則 <u>(第24条—第30条)</u></p> <p>附則</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、<u>郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和8年郡山市条例第4号)第3条に規定する郡山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 審査請求</p> <p><u>第1節 諮問等(第18条の2—第21条)</u></p> <p><u>第2節 情報公開審査会(第22条)</u></p> <p><u>第3節 審査会の調査審議の手続等(第23条—第29条)</u></p> <p>第4章 情報公開の総合的推進等 <u>(第30条・第31条)</u></p> <p>第5章 雑則 <u>(第32条—第38条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1節 諮問等</u></p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、<u>郡山市情報公開審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関 <u>(以下「諮問実施機</u></p>

対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

### 第2節 情報公開審査会

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、市長の附属機関として郡山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開の推進に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第3節 審査会の調査審議の手続等

#### (審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第25条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、

第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条の規定による口頭意見陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第22条～第30条 (略)

第29条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第30条～第38条 (略)

(郡山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行日前にこの条例による改正前の郡山市情報公開条例第2条の規定により郡山市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において郡山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより郡山市情報公開・個人情報保護審査会に行われたものとみなす。

9 この条例の施行の際旧審査会の委員であった者に係るこの条例による改正前の郡山市情報公開条例第22条第7項の規定により課せられた義務については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

(郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

10 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第6条 市の機関等は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和8年郡山市条例第4号）第3条</u>に規定する<u>郡山市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(個人情報保護審議会への諮問)</p> <p>第6条 市の機関等は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>郡山市個人情報保護審議会条例（令和4年郡山市条例第32号）第2条</u>に規定する<u>郡山市個人情報保護審議会</u>に諮問することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

11 郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>郡山市情報公開・</u></p>	<p>(審議会への諮問)</p> <p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>郡山市個人情報保</u></p>

個人情報保護審査会条例（令和8年郡山市条例第4号）第3条に規定する郡山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に 諮問しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

護審議会条例（令和4年郡山市条例第32号）第2条に規定する郡山市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に 諮問しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。